

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は企業再構築及び収益力の強化を最重要課題としており、収益源の確保に向けて慎重かつ積極的に取り組む中で、取締役会の迅速な意思決定、経営の効率化、経営の透明性の確保により経営管理体制の充実を進め、企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としています。

また、経営の透明性を高めるべく、投資者の投資判断に重要な影響を与える重要事実の発生時には情報開示の速報性と正確性を確保し、情報を迅速に公平に開示する体制を整えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-3】株主総会における権利行使に関する事項

当社は、株主総会が株主の皆様との建設的な対話のための重要な場であることを認識しておりますが、適正な財務報告と高品質な監査のための十分な時間確保の観点から日程を設定しており、株主総会の開催日はいわゆる集中日での開催となっております。

現状の体制におきましては、株主総会開催日の前倒しは困難な状況にあります。今後検討してまいります。

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使を可能とするための環境作り、招集通知の英訳

現在、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率が相対的に低いこと、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を実施しておりませんが、今後の状況により進めてまいります。

【基本原則3】非財務情報を含む情報開示

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。その認識を実践するため、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ホームページ等により一層の積極的開示を心がけ、ステークホルダーの有用性が高まるよう、今後検討を続けてまいります。

【補充原則3-1-2】英語での情報の開示・提供

現在、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率が相対的に低いこと、英語での情報の開示・提供は実施しておりませんが、今後の状況により進めてまいります。

【補充原則4-1-2】取締役会の役割・責務(1)

当社は現在、激しく変化する事業環境の中において、中期的な業績予想を公表することが必ずしも利害関係者の皆様の適切な分析や判断に有用ではないのではないかとの立場から、中期経営計画の策定及び公表を行っておりませんが、取締役会で業績予想数値の分析・見直し等を行いながら、策定の実現に向けて役員一丸となり取り組んでおります。予想に対する実績値に大幅な乖離が生じた際は、原因の分析を実施し業績予想の修正を行うとともに、必要な開示を行っております。

【補充原則4-1-3】後継者計画の策定

代表取締役の後継者計画について、当社の経営理念等を実現していくために、今後、取締役会は求められるスキルや能力等を明確にし、必要に応じて社外の人材を招聘することも含めて、その選定・育成に取り組んでまいります。

【原則4-2】取締役会の役割・責務(2)

取締役等からの提案活動は、会社の活性化や成長性に不可欠なものとして認識しております。その提案内容は、取締役会において十分に分析・検討を行っており、独立社外取締役は中立の立場から意見陳述を行うなど、意思決定のプロセスにおいて客観性が十分担保されております。経営陣の報酬に係るインセンティブ付けとして、中長期的な業績や潜在的リスクを反映させることは、今後検討してまいります。

【補充原則4-2-1】中長期的な業績と連動する経営陣の報酬制度

取締役の報酬額は、取締役会が代表取締役に一任したのち、代表取締役が作成した報酬案について社外取締役の審議・助言等を得たうえで決定しており、また中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合の設定は行っておりませんが、今後、経営陣の報酬のあり方について検討を行ってまいります。

【補充原則4-3-2】CEO等の選任

代表取締役の選任について、当社の経営理念等を実現していくために、今後、取締役会は求められるスキルや能力等を明確にし、必要に応じて社外の人材を招聘することも含めて、育成計画の策定及び運用に取り組んでまいります。

【原則4-10】任意の仕組みの活用

当社は、会社法が定める機関設計として「監査役会設置会社」を採用しております。

取締役会の意思決定に際し、より透明性・公正性を高めるため設置する任意の委員会等の設置に関しては、今後検討いたします。

【補充原則4-10-1】任意の委員会に関する事項

取締役の指名及び報酬等の重要事項については、取締役会において詳細な説明を行い、独立社外取締役も交えて慎重に審議のうえ決定していることから、諮問委員会の設置については今後引き続き検討いたしますが、現行の仕組みで適正に機能していると考えております。なお、監査役

の指名に当たっては事前に監査役会の同意を得るものとし、監査役報酬については監査役会の協議により決定することとしております。

#### 【補充原則4-11-1】取締役会のバランス・多様性及び規模に関する考え方

当社の取締役会は、多様かつ幅広い経験と識見を持つ人材をもって構成することとしております。また、取締役会の規模については、忌憚のない意見を活発に交わして議論を尽くすことができるように、定款で取締役15名以内、監査役4名以内としております。

社外取締役2名を含む取締役5名は、知識・経験・能力等をバランスよく備え、多様性を考慮した人材で構成されており、その規模については適正であると考えております。しかしながら、ジェンダーや国際性の面を含む多様性については十分確保されている状況ではないことは認識しており、今後はこの方面も視野に入れた取締役候補者の選定についても検討してまいります。

#### 【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は現在、中期経営計画の策定及び公表を行っておりませんが、これは、激しく変化する事業環境の中にあつて、中期的な業績予想を公表することが必ずしも利害関係者の皆様の適切な分析や判断に有用ではないのではないかとこの立場からであり、現状は決算発表等を通じて、単年度の業績予想のみの開示としております。今後は、取締役会での業績予想数値の分析・見直し等を行いながら、策定の実現に向けて役員一丸となり取り組んでまいります。中期経営計画の策定に当たっては、資本コスト面からの検討を加えるとともに、健全な財務基盤を維持し、株主の皆様への安定的な還元の実施のため、可能な限り具体的な数値目標を提示し、当社の今後の経営戦略や具体的な施策についての理解を得ることに努めます。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4】政策保有株式

当社では、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。

また、将来的にも原則として政策保有株式を保有することはありませんが、取引先の成長性、将来性等を踏まえ、当社の企業価値の維持・向上に資すると判断し保有するに至った場合には、政策保有に関する方針、個別の政策保有株式に係る検証内容、及び政策保有株式に係る議決権の行使基準について、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示することといたします。

#### 【原則1-7】関連当事者間の取引

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとし、会社に不利とならない体制を整えています。

また、本決算時において、当社及び当社グループの全役員より関連当事者に係る確認書の提出を受け、関連当事者の範囲について確認を行うとともに、関連当事者取引の有無や取引内容等について経理データとの検証を実施しております。

#### 【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社では、企業年金制度を有していないため、積立金の運用等は行っておりません。

#### 【原則3-1】情報開示の充実

( ) 会社の目指すところ

経営理念を当社ホームページにて開示しています。

( ) コーポレートガバナンスに関する基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。

( ) 役員報酬の決定方針

取締役及び監査役の報酬の総額は、株主総会で決議された範囲内としております。取締役の報酬につきましては、取締役会が代表取締役に一任したのち、報酬額決定の透明性及び公平性を確保するため、代表取締役が作成した報酬案について社外取締役の審議・助言等を得たうえで決定することとしております。

監査役の報酬につきましては、監査役会の協議により決定することとしております。

( ) 取締役及び監査役候補者の指名・選解任の方針

取締役及び監査役の選任

取締役及び監査役候補者の指名に当たっては、代表取締役が以下の評価を踏まえて人事案を作成し、社外取締役の助言等を得たうえで、取締役会で決定しております。

(取締役候補者)

経営の迅速かつ適正な意思決定と業務執行の監督が行われるよう、個々の業績、知識・経験、人格・見識等を総合的に判断したうえで、当社の企業価値向上に資するに足ると認められる人材であること。

(監査役候補者)

経営陣からの独立性が確保され、中立・客観的な態度を保持し、また取締役の職務の執行の監査を的確に遂行することが可能な知識・経験を有する人材であること。

取締役及び監査役の解任

当社の取締役及び監査役として求められる能力・経験・資質等、各選定基準を満たさなくなった場合に、代表取締役は解任理由を明らかにし、社外取締役の助言等を得たうえで取締役会で協議を行い、解任すべき正当な理由があると取締役会が判断したときは、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任することとしております。

( ) 個々の役員を選任理由

新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

#### 【補充原則4-1-1】取締役会から経営陣に対する委任の範囲

当社は、取締役会規則を定め、取締役会で審議すべき事項を規定しています。

また、職務権限規程を定め、取締役会の個別・具体的な決議を要せずに経営陣が執行できる業務範囲を明確にしております。

#### 【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い判断しております。当社の独立社外取締役は東京証券取引所の定める要件を満たしており、独立役員として届け出ております。

#### 【補充原則4-11-2】取締役・監査役の兼任状況

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書を通じ、毎年開示を行っています。

#### 【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性についての分析・評価

当社は、取締役会のより一層の機能向上を図ることを目的として、東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」に基づき、取締役会全体の実効性の分析・評価を定期的を実施することといたしました。

2019年3月期の概要は下記のとおりであります。

( )分析・評価の方法

取締役会事務局(管理部)にて、取締役5名全員及び監査役3名全員を対象として、取締役会の実効性評価についての無記名によるアンケート調査を行い、自己評価を実施しました。各設問について5段階で評価するとともに、自由記述欄を設けることにより意見の聴取も行いました。これらを取締役会事務局が集計し、取締役会に評価結果を報告のうえ審議を行うという方式としました。

( )分析・評価項目

アンケートによる評価項目は合計で30項目とし、その大項目は以下のとおりであります。

- 取締役会の運営
- 取締役会の構成
- 取締役会における審議の充実
- 取締役会の役割・責務
- 社外役員への支援
- その他取締役会の実効性全般

( )分析・評価結果の概要

当社取締役会は、上記の自己評価に基づいて審議を行った結果、取締役会の実効性について以下の内容が確認されました。

当社取締役会の運営は、年間スケジュールにしたがって、開催頻度、資料内容の整理、議案等の選定及び議事進行が適切に行われている。

ただし、議論を円滑に進めるために、重要テーマに関しては、取締役会資料をできるだけ早期に提示できる体制を検討することが望まれる。

当社取締役会の構成は、社外取締役の人数をはじめ、当社の事業内容や規模等の視点から適当である。

取締役会での審議時間が十分確保されて、建設的な議論や意見交換が活発に行われており、審議方法についても、意思決定プロセスの観点から適切である。

ただし、改訂コーポレートガバナンス・コードに盛り込まれた内容(後継者計画、役員報酬の決定等)や経営戦略の発信方法については、今後、継続して議論を重ねていく必要がある。

社外役員へのサポートも適切に行われており、また、社外取締役の役割も、業務執行から独立した客観的な立場から監督を行うという視点において適切に機能している。

当社取締役会は、資本市場への情報発信については、さらなる検討の余地があるものの、株主・投資家・その他ステークホルダーとの相互理解が概ね保たれている。

上記の内容を総合的に判断した結果、当社取締役会は、取締役会全体の実効性は十分確保されているものと評価しました。

( )今後の対応

当社取締役会は、今回の「取締役会全体の実効性の分析・評価」を踏まえ、以下に掲げる取り組むべき課題に対する検討及び対応を重点的に行うことにより、今後も取締役会の実効性確保に一層努め、より充実したコーポレートガバナンス体制の構築とさらなる企業価値の向上をめざしてまいります。

[今後取り組むべき課題]

- 取締役会資料の早期提示等により、取締役会審議の活性化を促進すること
- 改訂コーポレートガバナンス・コードの重要事項について、継続して本質的な議論の徹底を図ること
- 取締役会が、より効果的に資本市場に情報発信できる土壌を整備すること

[補充原則4-14-2]取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に備え、取締役・監査役に対して、必要な知識を吸収し新しい考え方を習得することを目的として、外部セミナーへの参加を推奨しております。受講した取締役・監査役からの請求により、その費用を当社が負担しております。

[原則5-1]株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との建設的な対話を促進するための基準や方針は策定しておりませんが、IR担当部署である管理部と担当役員を窓口として、株主や投資家の皆様からのインタビュー及び面談依頼等には随時対応し、対話の場を設けることを推進しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### [大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社F.M.K.9	4,047,500	9.47
株式会社船橋カントリー倶楽部	3,640,000	8.52
株式会社広共コーポレーション	1,965,000	4.60
株式会社トーテム	1,675,000	3.92
山河企画有限会社	1,193,300	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	912,400	2.13
株式会社広共	900,100	2.10
東拓観光有限会社	755,200	1.76
有限会社MBL	750,000	1.75
松村 光石	742,000	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

大株主の状況は、2019年3月31日現在の情報について、自己株式を控除して計算した数値を記載しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
萩野谷敏裕	他の会社の出身者													
齋藤正和	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
萩野谷敏裕			経営者としての豊富な経験・専門的な知識を有しており、これらを当社の経営に生かしていただけるものと判断し社外取締役として選任しております。 また、当社からの独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定いたします。
齋藤正和			弁護士としての豊富な経験・専門的な知識を有しており、これらを当社の経営に生かしていただけるものと判断し社外取締役として選任しております。 また、当社からの独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人とのミーティングにおいて意見交換を行い、会計監査内容については会計監査人から説明を受けることにより、情報の交換と連携を図っております。

ディスクロージャーの速報性と正確性を確保する観点から、重要な会計的課題については会計監査人に随時相談し検討を実施しております。当社はコーポレート・ガバナンスの強化の一環として内部統制システムの整備・運用を進める中で、内部監査については内部監査規程に基づき内部監査を行っており、明確なルールに基づき業務を遂行しております。内部監査は内部監査室により実施することとし、監査役は内部監査室から内部監査計画及び結果の報告を受け、内部監査への立会いを行うなどにより監査役監査と内部監査の相互連携により監査体制の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小田島章	弁護士													
小林明隆	弁護士													
岩崎周也	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、

「過去」に該当している場合は「」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、

「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

小田島章		弁護士として培ってきた知識・経験を経営の健全性確保及びコーポレート・ガバナンス強化に活かし法律面から監査機能を強化するため、社外監査役として選任しております。 また、当社の主要な取引先の出身者等ではないため、独立性が十分に確保されていると認識し、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから独立役員に指定しております。
小林明隆		弁護士として培ってきた知識・経験を経営の健全性確保及びコーポレート・ガバナンス強化に活かし法律面から監査機能を強化するため、社外監査役として選任しております。
岩崎周也		ユニオン光学(株)等において長年にわたり企業経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし監査機能を強化するため、社外監査役として選任しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
現在は実施しておりませんが検討中であります。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
有価証券報告書及び事業報告において、取締役、監査役、社外役員の別に報酬総額を開示しております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <span style="background-color: orange;">更新</span>	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬限度額は、1984年12月20日開催の第104回定時株主総会において月額2,000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催にあたっては、取締役会事務局(管理部)のスタッフが取締役会開催の都度、事前に資料配布を行い、必要に応じて付議案件の説明を行っております。  
また、監査役がその職務を補助すべき要員を求めた場合には、専任もしくは兼任のスタッフを協議のうえ配置し、その人事に係る事項については、取締役は監査役の同意を得て行うこととしております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

現在、当社には記載対象者はおりません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1 取締役及び取締役会

取締役会は、当社及び当社グループの重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督を行っております。取締役5名で構成され、うち社外取締役は2名であります。代表取締役社長が議長となり、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて機動的に臨時に開催しております。

### 2 監査役及び監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は3名の監査役で構成され、そのすべてが社外監査役であります。取締役会からの独立性を高め公正な立場から、監査役会は原則として毎月1回開催しております。常勤監査役は重要な会議及び役員ミーティングに出席し、業務の意思決定の推移及び業務執行状況について、法令及び定款に違反していないか確認を行っております。

### 3 監査の状況

(1)内部監査については、内部監査規程に基づき内部監査室が実施し、監査役監査・会計監査の相互連携により監査体制の充実を図っております。

(2)監査役監査については、監査役規則・監査基準に基づき職務を遂行し、監査役会を基軸に適法性監査の充実に努めております。監査役は取締役会には全員が出席し、常勤監査役は重要な会議及び役員ミーティングに出席し、執行の課題を共有した立場で監査を実施しております。

#### (3)会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査業務について、フロンティア監査法人を会計監査人として選任し執行しております。2019年3月期に監査業務を執行した公認会計士及び監査業務の補助者は次のとおりです。

指定社員・業務執行社員 : 藤井 幸雄

指定社員・業務執行社員 : 柳 俊博

監査業務に係る補助者の構成: 公認会計士 3名 その他 5名

### 4 報酬決定について

取締役及び監査役の報酬限度額は、株主総会で決議された範囲内としております。

取締役の報酬については、取締役会が代表取締役に一任したのち、報酬額決定の透明性及び公平性を確保するため、代表取締役が作成した報酬案について社外取締役の審議・助言等を得たうえで決定することとしております。監査役の報酬については、監査役会の協議により決定することとしております。

会計監査人の監査報酬については、株主総会によって選任された上記の監査法人との監査契約により報酬を定めることとしております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役及び監査役が分担して子会社の取締役又は監査役を兼任しております。これにより、子会社との連携、情報交換の強化を図ることができます。また、監査役は全員、取締役会に出席し、さらに常勤監査役は重要な会議及び役員ミーティングに出席しております。これにより、業務の意思決定の推移及び業務執行状況について法令及び定款に違反していないかの確認を行うことができ、取締役の職務執行を監査しております。

社外のチェックという観点からは社外監査役による監査を実施しており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っており、また有識者である社外監査役からは第三者の立場から当社の経営意思決定に対し、適切なアドバイスを受けることができるため、現状の体制を採用いたしております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、招集通知については法定期日の前日に発送を行っております。さらに、招集通知発送日の前日に東京証券取引所のTDnet及び自社のウェブサイトにおいても掲示しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページのトップページにて適時開示資料を掲載するほか、「投資家の皆様へ」のページで、決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、事業報告、中間事業報告、株主総会招集通知等を記載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRに関しては、管理部が対応しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営方針の中に「行動規範」を定めて、すべての役職員がステークホルダーの立場を尊重し行動するように教育を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識し、法令や適時開示規則等に則り迅速で適切な情報開示を行っております。また、情報開示にあたっては、正確な情報が伝達できるよう、平易かつ具体的な記載を行うよう努めております。
その他	<p>株主優待制度を導入しております。</p> <p>【概要】</p> <p>(1)対象:毎年3月31日現在の株主名簿に記載された、当社株式5単元(500株)以上を保有する株主様</p> <p>(2)内容:連結子会社が運営する温浴施設「テルマー湯」で利用可能な優待券 但し、土曜日、日曜日、祝日及び特定日はご利用になれません。</p> <p>(3)枚数:保有株式数に応じて以下のとおり</p> <p>500株以上2,500株未満 2枚 2,500株以上5,000株未満 3枚 5,000株以上25,000株未満 5枚 25,000株以上 6枚</p> <p>・株主優待券の有効期間は、翌年6月末までとなります。 ・1枚につき1名様のご招待となります。 ・特定日につきましては、連結子会社であります株式会社テルマー湯のホームページ(<a href="http://www.thermae-yu.jp/">http://www.thermae-yu.jp/</a>)にてご確認ください。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社はコーポレート・ガバナンスの強化の一環として、2018年9月20日開催の取締役会において決議した「内部統制基本方針」に基づき、内部統制システムを整備してまいります。

「内部統制基本方針」は次のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)を整備する。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに関する事項については、会社運営の最重要課題とし、取締役会を中心に、顧問弁護士、会計監査人と連携のもと迅速かつ的確な処理を行う。

内部監査規程に基づき内部監査室が内部監査制度を実施し、監査役監査・会計監査の相互連携により監査体制の充実を図る。

情報管理の徹底によりコンプライアンスに関する重要事実については迅速・公平な情報開示を行う。

入社時教育、社員教育においてコンプライアンス教育・啓発を強化し、当社及び子会社の社長が率先垂範し、当社グループ全体への周知・徹底を図る。

社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係は取引を含め一切持たないことを事業活動の基本原則とし、反社会的勢力との関係の遮断については、当社が中心となって外部専門機関との連携のもと、グループ全体が組織的に対応する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書等の文書の保存・管理については、文書管理規程に基づき適切に行う。

個人情報については個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)に基づきその徹底を図る。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスクを網羅的、統括的に把握、管理し明確化するため取締役会及び定期的に開催する部課長会議において、業務執行に係るリスクを担当部署から随時、報告することによりその把握と管理を徹底し、未然防止、発生時の対処を迅速に行う体制を整える。

温浴施設運営においては、公衆浴場法、食品衛生法等の法令・規則の遵守を徹底し事業活動を行う。

営業活動においては顧客の信用状況を把握管理し不測の事態の未然防止に努める。

経理面においては、管理部が経理規程に基づき計数的な管理を行う。

不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を発足させて危機管理にあたり、迅速な対応を取り、損害の拡大を防止し最小限に止める体制を整える。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回定例の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

随時、役員ミーティングを開催し重要な情報伝達を確実に行う体制をとる。

#### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は関係会社管理規程により、子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進し、当社グループとしての内部統制システムの構築を図る。

当社の取締役等及び監査役は、分担して子会社の取締役又は監査役を兼任し、連携、情報交換の強化を図る。

子会社についても当社の内部監査規程に基づき内部監査を実施する。

子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、子会社の取締役等は事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、専任もしくは兼任のスタッフを協議のうえ配置する。また、当該使用人の人事に係る事項については、取締役は監査役の同意を得て行う。

#### 7. 当社及び子会社の取締役、使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役・使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

監査役は、取締役会には全員が出席し、常勤監査役は、重要な会議及び役員ミーティングに出席し、業務の意思決定の推移及び業務執行状況について、法令及び定款に違反していないか確認を行う。

監査役に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

#### 8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務執行について生ずる費用の前払又は債務の請求をしたときは、明らかに職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにその費用又は債務を負担する。

#### 9. その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

会計監査人及び代表取締役が出席するミーティングに監査役が参加し定期的に意見交換を行う体制をとり、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。

内部監査においては、内部監査計画及び結果の監査役への報告や監査役の内部監査の立会いにより監査役と内部監査室との連携を図る。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、次のとおり社内体制を整備しております。

#### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係は取引を含め一切持たないことを事業活動の基本原則とし、反社会的勢

力との関係の遮断については、当社が中心となって外部専門機関との連携のもと、グループ全体が組織的に対応する。

## 2.反社会的勢力排除に向けた整備状況

### (1)対応部署の設置状況及び情報の管理状況

反社会的勢力の対応部署を定め、反社会的勢力からの不当要求に対応できる体制をとるとともに、情報を一元的に収集・管理する。

### (2)外部の専門機関との連携状況

平素から警察等関連機関や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力の対応について指導を受けるとともに情報の共有化を図る。

### (3)対応マニュアルの整備及び研修活動の実施状況

不当要求があった場合の対応策について示した「コンプライアンスガイド」を制定し、これをもとに各部署においてコンプライアンス教育を実施して、周知徹底に努める。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 1 適時開示体制の概要について

当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実について、各取締役が詳細な内容を把握し、IR担当部署である管理部が管理を行っております。

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

#### (1) 決定事実に関する情報

重要な決定事項については、原則として毎月1回定例で開催する取締役会において決議するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決議を行っております。決定された重要事項のうち、適時開示事項と判断したものは、管理部長を通じて管理部が開示を行っております。

#### (2) 発生事実に関する情報

重要事実に該当する可能性のある事実が発生した場合は、適時開示事項と判断したものは、情報開示の速報性及び正確性を確保し、取締役会への報告または必要に応じて取締役会決議を経て、管理部長を通じて管理部が開示を行っております。

#### (3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、管理部が作成したものを取締役会で決議後に、管理部長を通じて管理部が開示を行っております。

#### 2 内部情報の管理について

役員及び従業員における内部情報の管理については、「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則」の運用により、徹底を図っております。

株 主 総 会

選任・解任

選任・解任

選任・解任

取締役会  
取締役 5 名

監査役会  
監査役 3 名

代表取締役

業務担当取締役  
関係会社担当取締役

内部  
監査室  
3 名

管理部  
不動産事業部  
繊維事業部  
子会社

会計監査人  
(監査法人)

弁護士

選任・監督

監査

選任・監督

指名

内部監査

会計監査

相談・検討

相談・検討

(連携)

(連携)

